

# 「障害のある人が自分らしく暮らせるまち条例（案）」の

## 意見募集結果について

「障害のある人が自分らしく暮らせるまち条例（案）」に関する意見募集手続きは、令和5年8月1日から8月14日までの期間で行いました。その際、13名より計44件のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見及び区の考え方は、以下の通りです。

### 1 意見募集手続の概要

#### (1) 意見募集期間

令和5年8月1日から8月14日までの間

#### (2) 周知方法

ア 区公式ホームページに掲載

イ 令和5年8月1日号の「広報えどがわ」に掲載

※福祉部障害者福祉課窓口に閲覧用の印刷物を設置

#### (3) 意見の提出方法

ア 区公式ホームページ

イ 持込み又は郵送

#### (4) 提出先

福祉部障害者福祉課計画調整係

### 2 意見募集の結果

※頂いたご意見は、ご本人を特定されないよう、その概要を公開しています。

条例全般について（12件）		
	頂いたご意見	区の考え方
1	素晴らしいと思います。	ご賛同いただきありがとうございます。
2	江戸川区は地域共生社会を理念として掲げており、理念をより具体化するため、条例案の前文も参考に、タイトルを「障害の有無にかかわらず誰もが自分らしく暮	本条例は、「障害のある人」を主体とする条例のため、本条例名となっています。 上記を踏まえ、障害の有無にかかわらず誰もが自分らしく暮らせるまちの実現

	らせるまち条例」とする意見を提案する。	を目指しています。
3	<p>障害の状態にある人又は「障害のある人、障害の状態にある人」へ。</p> <p>発達障害の方のように、手帳がなくても、その状態では社会参加や家族生活におけるの困難さが大きい方がいる。</p> <p>障害者だけでなく、障害と同様の困難な方達も同様に自分らしく、安心して生活できるといい。</p>	<p>「障害のある人」は、発達障害や障害者手帳など持っていない人も対象としています。今後、本条例を周知啓発する過程で、よりわかりやすく伝えていきます。</p>
4	<p>「障害」について「障がい」と表記した方がよい。</p>	<p>江戸川区では、国や東京都に準じて「障害」の表記を使用しています。</p> <p>また、「障害」は、個人の心身機能の障害と、社会における様々な障壁の相互作用によって生じているという社会モデルの考え方から、社会に向けて、「障害」の表記を使用しています。</p>
5	<p>第一条、第二条など漢数字は使用しない方が伝わり易いのではないか。</p>	<p>本条例では、漢数字を使用します。今後、本条例を周知啓発する過程で、より分かりやすく伝えていきます。</p>
6	<p>(周知・啓発の実施)についての項目を設けてはどうか。</p> <p>特に教育の場において、障がいや障害のある人に対する理解を深めるために必要な取組を条文化していただきたい。</p>	<p>本条例には、ご指摘の趣旨も含まれており、周知啓発を行っていきます。</p>
7	<p>江戸川区が、障害者権利条約の示す「障害のある人の権利」を深く理解し、施策を実施するという意思を感じた。</p> <p>社会的障壁とは何か、差別とは何か、その差別を解消するための合理的配慮について、そして、意思決定に必要なあらゆる手段の尊重。それが明記されていることが何よりの驚きだった。</p> <p>第一項・第二項 が実現したら本当に素晴らしいと思う。</p>	<p>障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが安心して自分らしく暮らせるまちを実現できるよう、取り組んでいきます。</p>
8	<p>障害のある人のための条例のため、もっと平易な言葉を使ってほしいという意見を耳にした。</p> <p>本条例を平易にすることが難しい場合</p>	<p>本条例の周知啓発方法を検討し、より分かりやすく伝えていきます。</p>

	は、平易バージョンを別途作っていただきたい。	
9	素晴らしいと思う。特に前文に、強く賛同する。障害者と呼ばれる『人』の前に立ちだかる障壁があること（障害があること）を皆で変えていくという考え方は、もっと理解しやすいように広めていただきたい。	ご賛同いただきありがとうございます。今後、本条例を周知啓発する過程で、よりわかりやすく伝えていきます。
10	共生社会を目指す中では、障害者は障害がある『人』とすることは必須。	ご指摘のとおり、「障害のある人」という定義にしています。
11	まずは前文の意味が正しく理解され、区民の多くに共通認識されなければ、条文にすすめない。	今後、本条例を周知啓発する過程で、よりわかりやすく伝えていきます。
12	障害がある、という表記の意味について、様々な年代や文化の違う人、知的障害者本人にも分かりやすく伝わるような工夫をしていただき、ぜひ、区の条例として光を当てていっていただきたい。	本条例の周知啓発方法を検討し、より分かりやすく伝えていきます。

#### 前文について（1件）

	頂いたご意見	区の考え方
13	前書きの「障害に基づく差別」という表現が気になりました。「障害による差別」くらいのほうがなじむと感じた。	いただいたご意見を踏まえ、文言を修正しました。

#### 第一条 目的（1件）

	頂いたご意見	区の考え方
14	「障害及び障害のある人」→「障害及び障害の状態にある人」	「障害のある人」は、発達障害や障害者手帳など持っていない方も対象としています。今後、本条例を周知啓発する過程で、よりわかりやすく伝えていきます。

#### 第二条 定義（6件）

	頂いたご意見	区の考え方
15	「障害のある人」→「障害の状態にある人」	「障害のある人」は、発達障害や障害者手帳など持っていない方も対象としています。今後、本条例を周知啓発する過程で、よりわかりやすく伝えていきま

		す。
16	<p>「第一項」の「障害のある人」について「障害のある人等」等とし、文末に「もしくは、家族等を含め、障害者に該当しない者であって、日常生活又は社会生活の様々な場面において支援を必要とする状態にあるものをいう。」というような一文を付け足し、原案の「障害のある人」の定義を広げる意見も併せて提案する。</p>	<p>「障害のある人」には、ご指摘の趣旨も含まれています。</p> <p>また、「家族等」については、基本理念や推進施策などに含まれています。</p>
17	<p>ここでいう「事業者」は、いわゆる保健医療福祉関係者以外に、文字通り事業活動を行う、企業等も含まれるのだと理解したが、この「事業者」が使われている条項を確認する限り、保健医療福祉関係者に限定されているようにも読み取れる。第二条第三項の定義に、「区内において様々な業種において事業活動を行う…」等と修飾する意見を提案する。</p>	<p>「事業者」は、ご指摘のとおり、事業活動を行う企業等も含まれています。</p>
18	<p>第五項の「又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整」について、「適当」を「適切」に変えたほうがよい。</p>	<p>障害者の権利に関する条約では、「適当」を使用しているため、本条例も同様に使用しています。</p>
19	<p>第二条第六項 意思決定支援にある「可能な限り」を削除するか、「原則として」に変更。</p> <p>ここは2011年の基本法改正時から問題点として指摘されているもの。</p> <p>権利条約の対日審査後の総括所見を受けて、次の基本法改正の時に焦点の一つになると思う。</p> <p>自治体の条例が先取りするのは、江戸川区の先進性がより評価されることにもなると思う。</p>	<p>今後、条約や法律の改正に伴い、本条例も改正していきます。</p>
20	<p>第七条があるので第二条の用語の意義の中に「差別」について用語の意義に加える必要があるのではないか。</p>	<p>様々な差別がある中、定義するのは難しいため、あえて定義していません。</p> <p>今後、本条例を周知啓発する過程で、よりわかりやすく伝えていきます。</p>

第三条 基本理念（5件）		
	頂いたご意見	区の考え方
21	<p>「障害のある人が、障害を理由とする」を「障害と障害のちがいを理由とする」に修正。</p> <p>目にみえにくい障害、具体的な支援対策を簡単に作れない障害者やその状態の人達にも、理解や支援への思いを持っていただけたらと思う。</p>	<p>ご指摘の内容は、本条例に含まれており、今後、本条例を周知啓発する過程で、よりわかりやすく伝えていきます。</p>
22	<p>第三項では「差別」を「差別や無理解等」とする意見を提案する。</p>	<p>「差別」は「無理解等」を含んでおり、今後、本条例を周知啓発する過程で、よりわかりやすく伝えていきます。</p>
23	<p>第五項、第九項にある「可能な限り」を削除するか、「原則として」に変更。</p> <p>ここは2011年の基本法改正時から問題点として指摘されているもの。</p> <p>権利条約の対日審査後の総括所見を受けて、次の基本法改正の時に焦点の一つになると思う。</p> <p>自治体の条例が先取りするのは、江戸川区の先進性がより評価されることにもなると思う。</p>	<p>今後、条約や法律の改正に伴い、本条例も改正していきます。</p>
24	<p>第六項について「関係者」という言葉が使われているが、保健医療福祉関係者以外の様々な領域の個人、事業者との連携が必要と考える。例えば「区、事業者、区民等が連携し、障害のある人等一人ひとりの障害の特性及び生活の実態に応じて…」とし、連携の対象に区や区民等も含まれるということを明示する意見を提案する。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、文言を修正しました。</p>
25	<p>「日常生活又は社会生活を支える家族等」について、家族等が支え手であることは確かに多くあるが、望んで支え手になった方もいれば、そうでない方もいる。家族等が支え手であることが前提という価値観が示唆されることのないよう、単に「家族等」とする意見を提案する。</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>ご指摘のとおり、家族等が支え手であることが前提にならないよう、今後、本条例を周知啓発する過程で、よりわかりやすく伝えていきます。</p>

第四条 区の責務（2件）		
	頂いたご意見	区の考え方
26	第一項に加えて、又、区はその施策に必要な財政上の措置を講ずるように努めると入れる。	ご指摘の内容は、本条例に含まれています。
27	第二項の「区は区民等、事業者、国及び他の地方公共団体」に「区は区民等、事業者、国及び東京都他の地方公共団体」と東京都を入れる。	「東京都」は、「地方公共団体」に含んでおり、今後、本条例を周知啓発する過程で、よりわかりやすく伝えていきます。

第七条 差別の禁止等（2件）		
	頂いたご意見	区の考え方
28	実際に「差別があった場合、事後対応については条文の中に盛り込まれないのか。	本条例は、理念条例であるため記載していませんが、具体的な事後対応については、別途対応しています。
29	第二項に「その実施に伴う負担が過重でないときは、」とあり、「合理的配慮」については推進していくのも難しいこともあるかと思う。 （認証）と項目を設ける等、区は条例を理解し「合理的配慮」を積極的に実施する事業者を推進企業として（認証）していくのはどうか。	ご意見として承ります。

第八条 推進施策（3件）		
	頂いたご意見	区の考え方
30	第三項では「差別」を「差別や無理解等」とし、その言葉の後に「…差別や無理解等、理解促進に向けた施策…」というように「理解促進」を付け足す意見を提案する。	「差別」は「無理解等」を含んでおり、今後、本条例を周知啓発する過程で、よりわかりやすく伝えていきます。
31	第六項について「関係者」という言葉が使われているが、保健医療福祉関係者以外の様々な領域の個人、事業者との連携が必要と考える。	いただいたご意見を踏まえ、文言を修正しました。
32	第五項・第九項にある「可能な限り」を削除するか、「原則として」に変更。 ここは2011年の基本法改正時から問題点として指摘されているもの。	今後、条約や法律の改正に伴い、本条例も改正していきます。

	<p>権利条約の対日審査後の総括所見を受けて、次の基本法改正の時に焦点の一つになると思う。</p> <p>自治体の条例が先取りするのは、江戸川区の先進性がより評価されることにもなると思う。</p>	
--	--	--

第九条 施策推進に当たっての意見の聴取（2件）		
	頂いたご意見	区の考え方
33	<p>江戸川区に住む障害者にとって、自分らしく生きるために必要なサービスを申請しても、尊重されない支給決定が続いている。</p> <p>また、真に必要なかどうか、説明を細かく求められ、尊厳を傷つけられてしまう現状も見受けられる。こうした現状は改善していなければ条文の実現は遠いように思う。</p> <p>そのためには、「意見を聴取」という姿勢のままでは、今と変わらない状況に思え、多くの自治体が模索を続けている「官民協働」という言葉を使って表現することはできないものか。</p> <p>「第九条 区は、前条の施策の推進に当たっては、障害のある人、家族等、支援に当たる関係者等の意見を聴取し、また官民協働の意識をもって施策に反映するよう努めることとする。」</p> <p>相互理解のために必要なことは、ただ意見を聞くだけでなく、できることとできないことを一緒に考えていくことなのではないかと思う。</p>	<p>今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
34	<p>「事業者」「家族等」を踏まえ、「…障害のある人等、家族等、事業者、区民等の意見を聴取し、…」とする意見を提案する。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、文言を修正しました。</p>

第十条 災害対応における配慮（1件）
--------------------

	頂いたご意見	区の考え方
35	区は区民等及び事業者と協力し災害等への対応～障害のある人の特性に十分配慮する。の後に「障害特性に応じた情報提供を行うものとする」と入れる。	ご指摘の内容は、本条例に含まれています。

第十一条 変化への対応（1件）		
	頂いたご意見	区の考え方
36	<p>本条例は、当事者等の声を反映させ続ける条例であっていただきたいと思う。</p> <p>例えば「…変化に対応し、より障害のある人等が自分らしく暮らせるまちを目指すため、定期的に障害のある人等と共に条例の見直しをすることとする。」というように、当事者の方たちと共に考え、より当事者の方たち主体の条例を目指す意見を提案する。</p>	ご指摘の内容は、本条例に含まれています。

個別の施策に関することなど（8件）		
	頂いたご意見	区の考え方
37	<p>以前にも区へ意見を出した内容と同じです。同じ重度の子どもを持ち、医療的ケアを必要とする子供たちのご家族の方達も同意見。</p> <p>何年も訴え続けても何も変わらないそうなので、私も訴え続ける。</p> <p>重度心身障害を持つ人たちが死ぬまで生まれ育った江戸川区で生活が出来るようにしたい。成長して障害が重くなると医療的ケアを行わざるを得なくなる。そうすると今まで受けられていたサービスに制限が出来、受けられなくなる。</p> <p>医療的ケアを行う事に寄って弟妹に時間を作る事が出来なくなった。障害が重くなり、家庭での負担が大きくなるのに支援や活動に制限が出てくるのは可笑し</p>	今後の施策の参考とさせていただきます。

	<p>いと思う。</p> <p>先ずは支援ハウスに 24 時間対応で看護師が最重要で必要不可欠。賃金や社会保険など手当を惜しむからなり手がないし、若い看護師やヘルパー、支援員が育たない。共生社会を謳っているのなら、障害者と老人の区別はせずに支援される側、する側が気持ち良く生活出来るように改善して欲しい。</p>	
38	<p>初めての体験が苦手なことが多い障害児者。親と離れて暮らす体験ができることは大切。親にとっても自分と離れて暮らさせる事への不安を少しでも減らせるように、どのような支援があるのかを見える化したり、身近に体験できる施設があることが良いのではないかと思う。</p>	<p>今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
39	<p>本人たちの意見も聞いていただければと思う。</p> <p>(本人たちはゆっくり考えるので、会議への参加などは準備・わかりやすい資料など配慮が必要かと思う)</p>	<p>第九条のとおり、施策の推進に当たっては、障害のある人などの意見を聴取して、施策に反映するよう努めていきます。</p>
40	<p>地方の施設に入所されている利用者が、モニタリングのたびに帰りたいと直球で意思を伝えてくることに、家族がもどることを反対している。</p> <p>相談支援専門員の研修でも、やさしいんだねの一言で言われて、解決策はなかった。</p> <p>一時帰宅の宿泊先、施設と実家の移動支援による送迎が可能であれば、家族が拒否しても、本人の意思をぜひ優先させたい。相談支援専門員として、本人の一番の願いをかなえられるように、区内に望む帰宅ができるようにお願いする。</p>	<p>今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
41	<p>こども 110 番の家のステッカーのように、困った人を助けられるよう、お店等に貼るステッカーを作る。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
42	<p>バリアフリーかどうかが一目でわかる</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

	<p>よう、お店にステッカーを貼る。アプリで地図でわかるようにする。</p>	<p>また、区役所、区内の警察署では、「江戸川区バリアフリーマップ」を配布しており、区ホームページからもご覧いただけます。</p>
43	<p>身体の一部が不自由な人、音に敏感な人、こだわりがある人…などいろんな配慮が必要だが、みんな江戸川区の一員だということの啓発活動を繰り返し行う。</p>	<p>ご指摘の内容も含め、今後、本条例を周知啓発する過程で、よりわかりやすく伝えていきます。</p>
44	<p>自分のできる精一杯を障がい者も健全者も同等に持って共生なのではないか。権利と義務はセット。権利だけ主張するのでは施しを受ける人というスティグマは払拭されない。そして、他害をしてしまう方をただ受け入れることは無謀で、安全を担保されて初めて共生と思う。ただ受け入れてくださいでは増々敬遠してしまうと思う。</p> <p>安全を担保されているなら、町内会のなかで行事（まつり、盆踊り、美化運動、挨拶運動、旗振り、夜回りパトロールなど）の参加の促しをする。参加してその人を知ることが一番の啓発。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>